

令和 2 年度

事業計画書（案）

社会福祉法人
吾妻福祉会

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

作成年月日 令和 2年 3月10日

令和 2年度 社会福祉法人吾妻福祉会 事業計画書（案）

<基本方針>

多くの高齢者は、介護保険をはじめとする各種サービス、家族・親族の支援、生活保護・年金などのサポートにより、障害や疾病があっても在宅で生活している。一方で、そのような支援協力が得られない生きづらさを抱えた人達のために養護老人ホームがある。

今後、養護老人ホームが地域の中で相談支援をはじめ多様な福祉ニーズに対応する施設として期待され、選ばれる施設になるためには、より一層地域の関係機関との連携を深めていくこと、また、入居者の尊厳を尊重し、一人ひとりの自立を尊重した支援が必要となっていく。

介護保険事業においては、より効率的・効果的な介護の実践を求めながら、高齢者一人ひとりの尊厳を維持し、切れ目のない支援を目指す介護の本質への探求を図っていく。また、令和2年度の介護報酬改定にむけた情報収集にも取り組む。

<事業方針・目標>

(1) 地域との協働と社会貢献

- ① 小・中・高校生の体験学習等を積極的に受け入れるとともに、就労訓練希望の学生及びボランティアを受け入れる。
- ② 自治会、老人会、雲仙市社協との連携を深め、地域の小・中学校等の福祉教育への協力、イベント等の協力をを行い地域の社会資源としての役割を果たす。
- ③ 県・市社協と連携しボランティアを積極的に受け入れ、協働して利用者の豊かな生活を支援する。
- ④ 震災等緊急時には地域の高齢者等に避難所として空部屋を利用していただく。
- ⑤ 経営協及び全国老施協の災害派遣チーム(D-WAT)にて、災害支援活動に努める。
- ⑥ ホームページを通じて、施設情報を積極的に公開していく。

(2) 利用者中心のサービスの提供

① リスクマネジメントの徹底

- ・「感染症及び食中毒対応に関するマニュアル・指針」に基づき、感染症対策委員会を毎月1回開催するとともに感染症管理体制を強化する。
- ・「身体拘束に関する指針」に基づき利用者本人または他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底するとともに、身体拘束廃止委員会を毎月1回開催し、「身体拘束ゼロ」を推進し防止を図る。
- ・「事故対策マニュアル・事故発生防止に関する指針」に基づき事故対策委員会を毎月1回開催し、事故防止体制の強化に努める。
- ・「苦情受付担当窓口」を設け、利用者及びご家族等からの苦情に速やかに対応し、解決を図る。

② ケアマネジメント体制の充実

- ・利用者が尊厳を保持し有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、個別サービス計画を他職種協働で策定し、計画に沿ったサービスを提供する。
- ・各個別サービス計画が日々の生活の中でどれだけ有効に展開されているか、評価・モニタリングを適切に実施し、個別ケアの充実を図る。
- ・アセスメントシートを用いて、施設サービス計画の立案及びマネジメントの展開を図る。

③ サービスマナーの向上

- ・「接遇マニュアル」に基づき、接遇マナー(挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等)の向上に努める。
- ・接遇サービス介護技術班会議を毎月1回開催し、開催内容は全職員へ周知する。

④ 口腔機能維持の推進

- ・訪問歯科医師と連携し、定期的に口腔アセスメントを行う。
- ・訪問歯科医師指導の下に口腔ケアを実施し、口腔機能の維持を図る。

(3) 専門職の連携を活かした職場づくり

① 研修体制の充実

- ・職員の上位資格取得を推進し、勤務上の配慮など働きながら学べる体制を確保する。

- ・ 外部研修への積極的参加を促し、定期的に報告会を開催する。
- ② 専門性の向上
 - ・ 人事考課により職員各自のモチベーションアップを図る。
- ③ 労働安全衛生の推進
 - ・ 業務遂行に関連して発生する労働災害及び健康障害を防止するとともに、職員の安全確保と健康の保持増進を図る。
 - ・ 厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針」の概要を職員に周知するとともに、腰痛体操等行うように努める。
 - ・ 定期的にストレスチェックを行い高ストレス予防を推進する。
 - ・ 年次有給休暇の計画取得を実施する。

(4) 安定的な経営基盤の確保

- ① 経費節減
 - ・ 節電に努め不要箇所の消灯を徹底する他、光熱水費の節減を図る。
 - ・ 地域の農家や卸屋から野菜を直接仕入れ、給食食材費の経費削減を図る。
- ② 施設整備計画
 - ・ 利用者一人ひとりが快適で尊厳ある生活が送れるよう住環境の整備に努め、建設時の不具合や既に劣化しているところはないか等を念入りに確認し、その都度関係機関・施工業者と連携を取りながら早急に不具合箇所の改善を図っていきます。
- ③ 人材確保
 - ・ ホームページやインターネットの活用等により専門職及び介護職員の人材確保に努める。
 - ・ 実習生受け入れを積極的に行い優秀な人材の推薦入職に努める。

<処遇・サービス>

(1) 食事について

- ・ 食事は、食堂で摂ることを原則とするが、体調不良又は食堂での食事が困難な場合は居室で摂っていただく。
- ・ 食事開始時間は、朝食7時40分、昼食12時、夕食17時30分を原則とし、利用者の状態等により喫食時間が変更となる場合は、適切に保管のうえ提供する。

- ・ 食事は適温で提供することとし、利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を作成し、四季折々の行事食を実施し、「食の楽しみ」の場を広げる。
- ・ 食事は、主食と副食に分けて、次により実施する。
主食：米飯 粥 ペースト
副食：常食 きざみ 粗きざみ 極きざみ ペースト

(2) 入浴について

- ・ 自立可能な方は、日曜日以外毎日の入浴を提供し、自立が困難な方には、介助又は清拭を原則として週2回以上行う。

(3) 外出支援について

- ・ 外出支援(日帰り旅行、会食、ショッピング、花見見学、散歩等)積極的に行うよう努める。

(4) 健康管理について

- ・ 看護師は、利用者一人ひとりの既往歴や現疾病の状況を十分に把握し、常に体調の変化に留意し、他職種との連携を密にし嘱託医(永吉医院)の指示のもと必要な医療処置、病気の予防等、健康管理に努める。
- ・ 利用者が服薬中の薬剤の管理については、自分で管理できない方のみ看護師が管理し、与薬ミスのないように十分注意する。
- ・ 毎週月曜日は定期健康診断とし、嘱託医(永吉医院)が健康診断を行う。
- ・ 口腔については、協力医療機関(まき歯科)により定期的に歯科検診を行い、治療が必要な方は訪問治療を行い、口腔機能の向上及び管理に努める。

<施設の運営・管理>

(1) 施設の連携について

- ・ 養護老人ホーム吾妻荘と吾妻デイサービスセンターは、より効果的な運営を行うために、常に連携を保ち、施設サービスの統一を図る。

(2) 嘱託医との連携について

- ・ 嘱託医(永吉医院)への訪問及び連絡を密に行い連携を深め、日常の健康管理の充実に努める。

(3) 苦情対応及び個人情報保護について

- ・ 苦情解決責任者並びに苦情受付担当者は、苦情に対して、誠意ある態度で受け止め、理解を得るように務めるとともに、改善すべきことは、早急に取り組む。また、必要に応じて、苦情解決第三者委員にて公正中立の立場に立った適正な解決に努める。
- ・ 全ての職員は個人情報を適切に管理し、利用者及びご家族の個人情報を第三者に提供しない。

(4) 利用者のご家族等との連携について

- ・ 施設運営等についての説明を行うとともに、意見交換・交流により、施設運営等について理解と協力を得る。また常に、利用者本人・ご家族等の意向を把握し、施設運営に活かすように努める。
- ・ ご家族等とは利用者の体調変化など日頃より連絡を密にし、相互信頼関係の構築に努める。

(5) 業務の見直しと改善について

- ・ 各部署の主任が職員からの意見をすくい上げ、定期的に主任会議を開催し、業務の見直し及び改善に努める。

(6) 研修生・実習生等の受け入れ及び指導について

- ・ 学校・養成校等からの研修生・実習生等の受け入れに当たっては、受入計画を策定し、それぞれに応じた研修・実習目的を達成できるよう指導の充実に努める。

<各種委員会等活動の活発な討議の推進>

各種委員会等での会議内容及び決定事項等は、職員全体会議にて周知を行う。

| | | | |
|------------|------|------------|------|
| ・職種別主任会議 | 随 時 | ・介護技術向上班 | 年12回 |
| ・担当者会議 | 随 時 | ・人材育成班 | 年12回 |
| ・感染症対策委員会 | 随 時 | ・行事・クラブ活動班 | 年12回 |
| ・事故対策委員会 | 随 時 | ・防火防災対策班 | 年12回 |
| ・身体拘束廃止委員会 | 随 時 | ・環境美化班 | 年12回 |
| ・安全衛生管理委員会 | 随 時 | ・給食向上班 | 年12回 |
| ・入居者医療連携班 | 年12回 | ・広報IT推進班 | 年12回 |

＜防災計画＞

- ・ 全職員が防災及び非常災害時の対応に対して、適切な判断で緊急な対応ができるよう避難訓練・消火訓練を実施し、利用者の安全確保に努める。

火災・自然災害等の防災訓練は、[別紙 1]の年間防災計画のとおり。

＜処遇計画＞

老人ホーム、デイサービスセンターの処遇に関する事業計画は [別紙 2] [別紙 3] [別紙 3-2] の年間行事予定表のとおり。

＜研修会の充実＞

(1) 施設内研修会

施設内研修については、[別紙 4]の職場内研修年間計画のとおりとし、講師等を積極的に招致し、施設職員の資質の向上を図る。

(2) 施設外研修会

施設職員の資質の向上を図り、役職員等の研究会、研修会、各種大会への積極的な参加を推進する。

- ・ 食中毒(感染症)予防研修会
- ・ 施設看護師研修会
- ・ 高齢者の症状・疾患研修会
- ・ 拘縮・褥瘡を学ぶ研修会
- ・ ポジショニング研修会
- ・ 虐待防止研修会
- ・ 災害対応研修会
- ・ ハラスメント研修会
- ・ 食の支援研修会
- ・ 経営協会議・研修会
- ・ 老施協会議・研修会
- ・ レクリエーションプログラム研修会
- ・ 接遇から学ぶクレーム対応研修会
- ・ ストレスのない環境づくり研修会
- ・ 排泄ケア実践ポイント研修会
- ・ 高齢者の急変時対応研修会
- ・ 介護記録研修会
- ・ 相談記録研修会
- ・ 夜勤のリスクマネジメント研修会
- ・ 介護福祉士受験対策講座
- ・ 養護部会会議・研修会

(3) 県外各種研究会・大会

- ・ 全国老人福祉施設大会
- ・ 九社連老施協職種別代表者会議
- ・ 全国老人福祉施設研究会議
- ・ 九社連老施協研究大会

※ 今後の役割

社会福祉法人の存在意義は、高齢者分野では老人福祉法施行当時から存在している養護老人ホームであり、地域から信頼される施設として入居者はもとより地域で暮らす高齢者も対象として、社会生活上の課題解決を支援し、関係者との強力な連携のもと地域福祉の中心的な役割を担う。